

寄居町国民健康保険に加入している皆さんへ

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請をお忘れなく。

申請に基づいて交付されている入院時の「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日が有効期限となっていました。継続して交付をご希望の方は、以下の書類等を持参のうえ、8月中旬に町民課の窓口へ申請してください。

なお、9月以降に申請をされた場合は、認定日は申請月の1日からとなりますので、ご注意下さい。

＜持参するもの＞

- ・ 寄居町国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証（7月31日で有効期限がきたもの）

（１）限度額適用認定証

国民健康保険では、医療費について、世帯の所得状況に応じて同月内の自己負担限度額が設けられています。入院の際、あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口に提示すると、自己負担限度額のための支払いとなります。

ただし、国民健康保険税に滞納がある世帯の70歳未満の方には、認定証が交付されない場合があります。

なお、70歳以上の方は、表の低所得者Ⅱ及びⅠに該当の方のみ交付されます。

【70歳未満の自己負担限度額（月額）】

一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％
上位所得者※①	150,000円＋（医療費－500,000円）×1％
住民税非課税世帯	35,400円

※①上位所得者とは、同一世帯の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が、600万円を超える世帯に属する方です。

また所得の申告がない場合、上位所得者とみなされます。

【70歳以上の自己負担限度額（月額）】

	外来＋入院（世帯単位）
一般	44,400円
現役並み所得者※②	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％
低所得者Ⅱ※③	24,600円
低所得者Ⅰ※④	15,000円

※②同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方（自己負担割合が3割の方）

※③低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方

※④低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

（２）標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯にのみ交付されます。）

住民税非課税世帯等の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

一般（下記以外の方）		2 6 0 円
住民税非課税世帯または 7 0 歳以上で低所得者Ⅱ	9 0 日までの入院	2 1 0 円
	9 0 日を超える入院（過去12カ月の入院日数）	1 6 0 円
7 0 歳以上で低所得者Ⅰ		1 0 0 円

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）へ。

ご協力ください！

国民健康保険税軽減判定のための申告書の提出

国民健康保険税は、世帯主と加入者全員の合計所得が一定額以下の場合には、均等割・平等割が7割、5割または2割軽減されます。

軽減に該当するかどうかは、世帯の所得額により判定しますので、16歳以上の加入者全員の所得の申告が必要になります。所得の無い方や扶養となっている方でも申告が必要です。

収入が無く、これまで軽減制度の該当世帯であった場合でも、世帯の中に申告をしていない方がいると対象になりますので、ご注意ください。

確定申告書、町県民税申告書、給与や年金の支払報告書等で所得を確認できない方がいる世帯には、「国民健康保険税申告書」を8月中旬にお送りしますので、提出してください。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。

父子家庭のみなさんにも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当法の一部を改正する法律が成立し、母がいないか、母に一定の障害がある家庭で18歳になって最初の3月末を迎えていない子どもの父など（一定の障害のある場合は20歳まで）にも、母子家庭と同様に児童扶養手当が支給されます。

申請手続きについて

手当を受給するには町へ申請が必要です。8月2日(月)から子育て支援課で受付をします。

- 11月30日(火)までに申請すれば、
- ①8月1日時点で、支給要件に該当している方は、8月分から支給します。
- ②8月1日から11月30日(火)までに支給要件に該当することになった方は、支給要件に該当した月の翌月分から、手当が支給されます。
- 11月30日(火)を過ぎると、申請した月の翌月分からの支給になります。

父子家庭の支給要件は

- 次の①～⑤に該当する子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている父が対象となります。
- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

支給できない場合は

- 子どもが、次の①～⑧に該当するときは手当を支給できません。
- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき（ただし、全額支給停止の場合を除く）
- ③ 母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償等による給付を受けることができる場合であって、給付事由が発生した日から6年を経過していないとき
- ④ 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- ⑤ 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっていたとき
- ⑥ 母と生計を同じくしているとき（ただし、母が一定の障害の状態にある場合を除く）
- ⑦ 父の配偶者に養育されているとき（ただし、母が一定の障害の状態にある場合を除く）
- ⑧ 母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、生計を同じくしている場合であって、給付事由が発生した日から6年を経過していないとき
- 父が、次の①～②に該当するときは手当を支給できません。
- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 公的年金給付を受けることができるとき（ただし、全額支給停止の場合を除く）

※ 同一の児童について、父および母の両方、または父および養育者の両方が手当の支給要件に該当するときは、母または養育者に対し手当を支給します。また、母および養育者の両方が手当の支給要件に該当するときは、母に対し手当を支給します。

手当額（月額）について

父子家庭に対する手当は、母子家庭および養育者に対する手当額と同じです。

また、手当は1年に3回、4月（12月～3月分）・8月（4～7月分）・12月（8月～11月分）に4カ月分ずつ支払われます。

子どもの人数	全部支給	一部支給
1 人 の 場 合	4 1 , 7 2 0 円	4 1 , 7 1 0 円 ～ 9 , 8 5 0 円
2 人 の 場 合	4 6 , 7 2 0 円	(4 1 , 7 1 0 円 ～ 9 , 8 5 0 円) + 5 , 0 0 0 円
3 人 以 上 の 場 合	2 人 以 上 の 場 合 の 月 額 に、1 人 に つ き 3 , 0 0 0 円 を 加 算	

※一部支給の手当額は、所得に応じて定められています。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により手当の支給に制限があります。

【所得制限額】

扶養人数	本 人		配偶者・扶養義務者 ・ 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	1 9 0 , 0 0 0 円	1 , 9 2 0 , 0 0 0 円	2 , 3 6 0 , 0 0 0 円
1人	5 7 0 , 0 0 0 円	2 , 3 0 0 , 0 0 0 円	2 , 7 4 0 , 0 0 0 円
2人	9 5 0 , 0 0 0 円	2 , 6 8 0 , 0 0 0 円	3 , 1 2 0 , 0 0 0 円
3人	1 , 3 3 0 , 0 0 0 円	3 , 0 6 0 , 0 0 0 円	3 , 5 0 0 , 0 0 0 円
4人	1 , 7 1 0 , 0 0 0 円	3 , 4 4 0 , 0 0 0 円	3 , 8 8 0 , 0 0 0 円

問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線251・252）へ。